



令和3年6月18日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

## 休職者に係る期末手当の算定誤りについて

### 1 概要

平成29年6月期から令和2年6月期までに、本市職員に支給した期末手当の算定に誤りがあり、過払いが発生していることが判明しました。

### 2 原因

期末手当の金額を算定する際に、基準日（6月期の算定においては6月1日、12月期の算定においては12月1日）に休職しており、その期間が満1年に達するまでの職員については、算出した期末手当の額に100分の80を乗じた金額を支給することとなっていますが、当該割合を乗じない金額を支給しており、期末手当の過払いが発生しているものです。

### 3 該当者数及び影響額

該当者数19人 1,594,684円

### 4 今後の対応

該当者には今回の経緯を説明するとともに、過払分については返納の事務を進めてまいります。

### 5 再発防止策

今回の算定誤りを厳正に受け止め、今後、このような算定誤りが起きないように、制度の把握に努めるとともに算定時におけるダブルチェックなどの事務処理体制の強化と、事務処理における手順の見直しを行う等、再発防止に万全を期してまいります。

#### 【お問合せ先】

豊川市役所 企画部 人事課 原田

TEL:0533-89-2122 Eメール: jinji@city.toyokawa.lg.jp